

令和5年第3回 教育委員会会議
議案書

吉川市教育委員会

令和5年第3回吉川市教育委員会会議

付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	第4号議案	吉川市教育委員会事務局組織の一部を改正する規則について
2	第5号議案	吉川市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について
3	第6号議案	令和5年度吉川市教育行政重点施策について
4	第7号議案	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
5	第8号議案	吉川市文化芸術推進基本計画の策定について
6	第9号議案	令和5年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について
7	報告第1号	専決処分事項の承認について

第4号議案

吉川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

吉川市教育委員会事務局組織規則（平成14年3月25日教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(職の設置)			(職の設置)		
第4条 略			第4条 略		
略			略		
2 略			2 略		
組織	職	職務	組織	職	職務
教育部	略		教育部	略	
	副参事	略		副参事	略
	調整幹	<u>上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。</u>	課	略	
		副主査		略	
課	略		略		
	調整幹	<u>上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。</u>			
	副主査	略			
	略				
略			略		
(職の配置)			(職の配置)		

<p>第4条の2 前条第2項に規定する職の配置は、副部長及び副参事にあつては部、<u>調整幹にあつては部又は課</u>、それ以外の職にあつては課又は施設について教育委員会が行う。</p> <p>(事務分担)</p> <p>第4条の4 第4条第2項に規定する<u>調整幹</u>、副主査、主任、主任専門員、主事、専門員、技師、栄養士、主幹、副主幹及び主査に命じられた職員の事務分担は、<u>部長</u>、課長又は所長が定める。</p> <p>2 前項の規定により<u>課長又は所長が職員の事務分担を定めた場合は</u>、教育部長に報告しなければならない。</p>	<p>第4条の2 前条第2項に規定する職の配置は、副部長及び副参事にあつては部、それ以外の職にあつては課又は施設について教育委員会が行う。</p> <p>(事務分担)</p> <p>第4条の4 第4条第2項に規定する副主査、主任、主任専門員、主事、専門員、技師、栄養士、主幹、副主幹及び主査に命じられた職員の事務分担は、課長又は所長が定める。</p> <p>2 前項の規定により<u>職員の事務分担を定めた者は</u>、教育部長に報告しなければならない。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

教育委員会事務局において、新たに調整幹の職を設置したいので、この案を提出するものである。

第5号議案

吉川市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

吉川市教育委員会職員の職名に関する規則（平成3年12月20日教委規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職名) 第2条 略 (1) 事務職員 部長、副部长、副参事、課長、主幹、課長補佐、 <u>副主幹</u> 、 <u>調整幹</u> 、係長、所長、館長、副所長、副館長、主査、副主査、主任、主任専門員、主事、専門員 (2) 技術職員 副部长、副参事、課長、主幹、課長補佐、副主幹、 <u>調整幹</u> 、係長、所長、館長、副所長、副館長、主査、副主査、主任、主任専門員、技師、栄養士、司書 略	(職名) 第2条 略 (1) 事務職員 部長、副部长、副参事、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、所長、館長、副所長、副館長、主査、副主査、主任、主任専門員、主事、専門員 (2) 技術職員 副部长、副参事、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、所長、館長、副所長、副館長、主査、副主査、主任、主任専門員、技師、栄養士、司書 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

教育委員会事務局において、新たに調整幹の職を設置したいので、この案を提出するものである。

第6号議案

令和5年度吉川市教育行政重点施策について

令和5年度吉川市教育行政重点施策について議決を求める。

令和5年3月28日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

令和5年度吉川市教育行政重点施策について、別添のとおり作成したいので、この案を提出するものである。

第7号議案

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和5年3月28日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期満了に伴い、別紙の表に掲げる者を、令和5年4月1日付けで新たに委嘱するため、この案を提出するものである。

第8号議案

吉川市文化芸術推進基本計画の策定について

吉川市文化芸術推進基本計画の策定について、議決を求める。

令和5年3月28日

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画を策定したいので、この案を提出するものである。

第9号議案

令和5年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について
吉川市教育委員会職員の人事異動について議決を求める。

令和5年3月28日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

令和5年4月1日付けで職員の人事異動を別紙のとおり行いたいので、この案を提出するものである。